

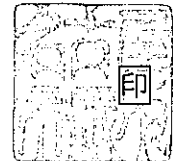
行政文書非公開決定通知書

3 港 総 第 43 号
令和 3 年 8 月 11 日

田中 智之 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年8月10日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	時間外来庁者名簿
公開しない理由	港区役所において、時間外来庁者名簿は時間外に来庁があった際に作成することとしているものの、請求期間中に対象者がおらず、該当の文書が存在しないため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 港区役所区政部総務課庶務係 TEL 052-654-9611

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。